

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 廣瀬直己様

被害実態に応じた
賠償を求める要求書

平成28年6月2日

福島県南相馬市長 桜井勝延

福島県南相馬市議会議長 平田武

1 精神的損害賠償について

現在、賠償の対象となっている精神的損害は、主に政府等による避難指示等に基づき避難または、自宅に戻れなくなったこと、あるいは屋内退避のため「正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害された」ことにより生じた精神的苦痛に対するものです。

しかし、福島第一原子力発電所事故により被災した住民が被った精神的苦痛は上記のものにとどまりません。被災した住民は、原発事故により従来の生活には存在しなかった放射性物質による被ばくを避けるために行動せざるを得ない負担を強いられています。山への立入りや、海での遊泳が制限されている地域もあります。農作物について作付制限されたり、生産しても摂取が制限されたり、検査を行わなくては出荷・摂取できない農作物もあります。避難区域の設定により、交通網が寸断され従前のような自由な通行が制限されています。行動の制限や住民が避難したことにより、あらゆる地域において従来からの地元の生活基盤である共同体が破壊されてしまいました。

こうした原発事故により生じた生活環境及び自然環境の激変による精神的苦痛は、そうした変化を突き付けられた者全員に通常生じうるものであり、原発事故との相当因果関係が認められるべき損害です。また、この精神的苦痛は共通した環境の変化によるものであることから、一定の共通した環境の中にあつた者には共通して生じうるものです。

したがって、コミュニティの崩壊、従来の平穏な生活環境及び自然環境の喪失等に基づく精神的損害は原発事故の被災住民全てに共通して賠償すべき損害です。

2 不合理な賠償格差の是正について

いわゆる中間指針は、原子力損害の範囲を「一般の不法行為に基づく損害請求権における損害の範囲と特別に異なって解する理由はない」とし、「中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、」原発事故と相当因果関係の認められる損害は、同指針に明記されていなくても賠償の対象となるという考え方を採用しています。

しかしながら、貴社は、単に中間指針に明記された内容に従って賠償を行うのみであり、原子力損害賠償紛争解決センターも、同指針に明記してある損害の範囲と大きく異なる判断をすることがありません。そのために、同指針における対象区域以外に居住していた者に対し、対象区域に居住していた者と同様の原発事故との相当因果関係が認められる損害が生じていたとしても賠償がなされないという状況が生じています。このような損害賠償に関する格差は不合理な格差であり、到底容認できるものではありません。

以上の点から、下記の事項を強く要求いたします。

記

- 1 原発事故被災地の住民(現在も避難指示が行われている地域以外の地域も含む)が被った精神的苦痛のうち、コミュニティの崩壊、従来 of 平穩な生活環境及び自然環境の喪失等によるものを全て賠償すること。
- 2 いわゆる避難指示等による区域割の基準を絶対視せず、避難区域の内外に関わらず同等の被害実態が存在する場合には同等の賠償をすること。

以 上